

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 12

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 高 橋 謙

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号ブルデンシャルタワー
 東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)

【報告義務発生日】

平成 18 年 12 月 28 日

【提出日】

平成 18 年 1 月 10 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1 名

【提出形態】

その他

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が 1%以上減少したこと

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 T T G
証券コード	1991
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エル ピー (DKR Oasis Management Company LP)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国コネチカット州 06902、スタンフォード、イースト・ メイン・ストリート 1281 (1281 East Main Street, Stamford, CT 06902, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年1月22日
代表者氏名	バーバラ・バーガー (Barbara Burger)
代表者役職	代表署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	私募投資ファンドのインベストメント・マネージャー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0	0	0
新株予約権証券(株)	A 0	—	G 0
新株予約権付社債券(株)	B 0	—	H 0

対象有価証券カバードワラント	C	0	0	I	0
株券預託証券		0	0		0
株券関連預託証券	D	0	0	J	0
対象有価証券償還社債	E	0	0	K	0
他社株等転換株券	F			L	
合計(株・口)	M	0	N	0	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0株			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q	0株			
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P-Q)	R	0株			
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	0株			

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成18年12月28日現在)	T	71,757,515株
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		0%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		10.03%

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
別紙第二号様式のとおり						

第二号様式

5) 【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2006年12月8日	普通株券	525,000株	0.73%	内	取得		
2006年12月18日	普通株券	525,000株	0.73%	内	処分	市場内取引のため相手方不明	
2006年12月28日	新株予約権付社債券	4個 (8,000,000株)	11.15%	外	処分	株式会社 TTG	100百万円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(U) (千円)	-
借入金額計(V) (千円)	-
その他金額計(W) (千円)	0
上記(W)の内訳	顧客資金
取得資金合計(千円) (U+V+W)	0

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地


POWER OF ATTORNEY

DKR Oasis Management Company LP, a corporation duly organized and existing under the laws of Delaware, with its principal office at 1281 East Main Street, Stamford, CT 06902, USA, (the "Company") does hereby appoint Mr. Ken Takahashi, Ms. Kaoruko Suzuki and Mr. Tetsuo Tsujimoto, attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJB Tokyo Anyama Aoki Law Office (Gaikokujho Joint Enterprise) with its office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful attorneys-in-fact, and authorize and empower each of them, solely at the direction of the Company, to represent the Company to do all or any of the following acts with full power of substitution and revocation in connection with TTG Co., Ltd.:

- (1) To prepare and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) a Bulk Holding Report and its Amendments in Japanese;
- (2) To send copies of such report to the issuing company and the stock exchanges on which the shares of the issuing company are listed; and
- (3) To do any other acts, deeds and thing whatsoever the Company may deem necessary or appropriate in connection with the foregoing purposes.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has hereunto executed this Power of Attorney this 17th day of July, 2006.

DKR Oasis Management Company LP

By: 

Barbara Burger
Authorized Signatory

<訳文>

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づいて適法に設立され現存する法人で、その登記上の住所をアメリカ合衆国コネチカット州 06902、スタンフォード、イースト・メイン・ストリート 1281 に有するディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー（以下「当社」という。）はここに、日本国東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号 プルデンシャルタワーに事務所を有する東京青山・青木法律事務所パーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）の弁護士である高橋謙氏、鈴木香子氏及び辻本哲郎氏を当社の真正かつ適法な代理人と定め、復代理人の選任権及び解任権を含め、当社を代理して下記行為の一切を行う権限をその各々に付与する。

- (1) 日本国の証券取引法（1948 年法律第 25 号、改正済み）に基づき、日本語による大量保有報告書及び変更報告書を作成し、これを日本国関東財務局長へ提出すること。
- (2) 当該報告書の写しを発行会社及び発行会社の株式が上場されている証券取引所へ送付すること。
- (3) 上記の目的に関連して当社が必要又は適切とみなすその他の一切の事項を行うこと。

上記の証として、当社は 2006 年 7 月 17 日、本委任状に署名した。

ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー

（署名）

バーバラ・パーカー

代表署名権者 (Authorized Signatory)

上記正訳しました
弁護士 高橋 謙

